

# 2つの臨時福祉給付金のお知らせ

「平成28年度臨時福祉給付金」と「年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族年金受給者向け給付金）」の2つの給付金の支給が始まります。

支給には要件があります。詳しくは下記をご覧ください。

## 平成28年度臨時福祉給付金

平成26年4月からの消費税引上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々に対して制度的な対応を行うまでの間の負担を緩和することを目的に、平成28年度は左記のとおり「臨時福祉給付金」が支給されます。

給付金の判定には、所得の確認が必要となりますので、平成28年度住民税の申告がまだの方は、申告が必要です。

### 支給要件

#### 【支給対象者】

次の条件を満たした方。

- ①平成28年1月1日時点で大山町に住民票があること。
- ②平成28年度分の住民税が課税されていない方（平成27年1月1日から12月31日までの収入により算定します）

※ただし、左記の場合は対象外です。

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色・白色事業専従者）
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合

#### 【支給額】

一人につき 3,000円

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金

### （障害・遺族年金受給者向け給付金）

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方で、平成28年度臨時福祉給付金受給対象者で障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者に「年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族年金受給者

向け給付金」が支給されます。

### 支給要件

#### 【支給対象者】

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している方。

ただし、今年4月以降に「高齢者向け給付金」（3万円）を受給した方は除きます。

#### 【支給額】

一人につき 30,000円

## 申請方法など

### 申請期間

平成28年10月3日（月）～平成29年1月4日（水）

※該当する可能性のある方には、9月下旬に税務課から届く住民税の非課税通知に、申請書が同封されています。対象となる場合は、申請書により手続きをしてください。

町外の方の扶養や専従者などになっておられる方にも通知が届く可能性があります。

### 申請先

住民生活課

☎ 0859・54・5210

中山支所地籍調査課総合窓口室

☎ 0858・58・6111

大山支所建設課総合窓口室

☎ 0859・53・3311

### 制度に関する問合せ先

厚生労働省 ☎ 0570・037・192

